

○最高速度違反行為に係る指示

(第 22 条の 2 第 1 項)

処分基準

令和 5 年 3 月 16 日作成

法令名	道路交通法
根拠条項	第 22 条の 2 第 1 項
処分の概要	最高速度違反行為に係る指示
原権者(委任先)	岡山県公安委員会
法令の定め	
処分基準	別紙のとおり
問い合わせ先	交通部交通指導課企画指導係
決裁区分等	交通部交通指導課長

別紙

[別紙参照]